

活動記録簿

会派・議員名 自由民主党会派 雨田 賢

年 月 日	平成28年 4月27日			
場 所	東京都千代田区霞が関1-2-2			
相 手 方	厚生労働省(石川 直人氏, 村岡孝氏)			
参 加 者 氏 名	雨田 賢			
目的・内容・結果等	成年後見制度に対するヒアリング			
活動に要した経費	行 先	利用交通機関	利 用 区 間	金 額
	星田～新大阪	JR	学研都市線	460円 /
	新大阪～品川	JR新幹線	東海道線	13216円 /
	品川～新橋	JR	京浜東北線	154円 /
	新橋～赤坂見附	東京メトロ	銀座線	165円 /
				円
				円
	経 費 内 容	金 額	内 訳	
			内訳:	
			内訳:	
	円	内訳:		
	円	内訳:		
	円	内訳:		
	円	内訳:		
備 考				

13,995-

星田→新大阪→赤坂見附 2016年04月27日22:00到着

18:04発→21:46着 3時間42分(乗車3時間8分)



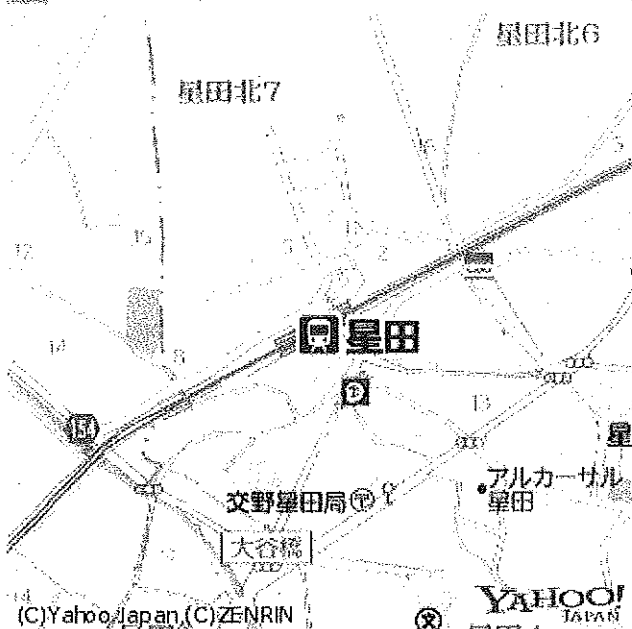
乗換: 5回

578.7km

IC優先: 13,995円 (乗車券9,125円 特別料金4,870円)

18:04	星田	乗車位置: 前[7両]	
4駅	J R学研都市線快速・篠山口行 1番線発→1番線着		8,960円
18:22着 18:28発	京橋(大阪府)	乗車位置: 前/中/後[8両]	
3駅	J R大阪環状線内回り・大阪・西九条方面		
18:34着 18:38発	大阪	乗車位置: 前/中/後[6両] 前/中/後[8両] 前/中/後[10両] 前/中/後[12両]	
	J R京都線快速・米原行 8番線発→13番線着		
18:43着 18:50発	新大阪		
4駅	J R新幹線のぞみ252号・東京行 25番線発→21・22番線着	自由席: 4,870円	
21:16着 21:28発	品川	乗車位置: 前/中[10両]	
3駅	J R京浜東北・根岸線・南浦和行 3番線発→6番線着		
21:36着 21:41発	新橋		165円
3駅	東京メトロ銀座線・渋谷行 1番線発→1番線着		
21:46	赤坂見附		

出発地の周辺地図



到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。

活動記録簿

会派・議員名 自由民主党会派 雨田 賢

年 月 日	平成28年 4月28日			
場 所	神奈川県横浜市中区日本大通1			
相 手 方	神奈川県庁 保健福祉局(浜辺和代氏, 成瀬真由美氏, 内田泰寛氏)			
参 加 者 氏 名	雨田 賢			
目的・内容・結果等	成年後見制度に対する先進的な取り組みについてヒアリング			
活動に要した経費	行 先	利用交通機関	利 用 区 間	金 額
	日本大通り～菊名	横浜高速鉄道	みなとみらい線	364円 /
	菊名～新横浜	JR	横浜線	133円 /
	新横浜～新大阪	JR新幹線	東海道線	13027円 /
	新大阪～星田	JR	学研都市線	460円 /
				円
				円
	経 費 内 容	金 額	内 訳	
			内訳:	
			内訳:	
		円	内訳:	
	円	内訳:		
	円	内訳:		
	円	内訳:		
備 考				

13,984-

# 日本大通り→新大阪→星田 2016年04月28日16:00出発

16:02発→19:25着 3時間23分(乗車2時間59分)

乗換：5回 559.4km

IC優先：13,984円 (乗車券9,114円 特別料金4,870円)

16:02	日本大通り	乗車位置：後[8両] 後[10両]
9駅	みなとみらい線・新宿三丁目行 2番線発→5・6番線着	364円
16:18着 16:22発	菊名	乗車位置：中/後[8両]
	J R 横浜線・橋本行 2番線発→6番線着	8,750円
16:24着 16:29発	新横浜	
3駅	J R 新幹線のぞみ47号・博多行 3・4番線発→21番線着	自由席：4,870円
18:40着 18:46発	新大阪	乗車位置：前/中/後[6両] 前/中/後[8両] 前/中/後[12両]
	J R 京都線快速・網干行 16番線発→5番線着	
18:50着 18:56発	大阪	乗車位置：前[6両] 前[8両]
3駅	J R 大阪環状線外回り・京橋・鶴橋方面 2番線発	
19:03着 19:06発	京橋(大阪府)	
4駅	J R 学研都市線快速・同志社前行 2番線発→2番線着	
19:25	星田	

出発地の周辺地図

到着地の周辺地図



(例) 用件や行き先などを入力すると、経路とともに印刷できます。



神奈川県

保健福祉局 福祉部  
地域福祉課 地域福祉グループ

グループリーダー

浜 辺 和 代

横浜市中区日本大通1 〒231-8588  
電話 (045)210-1111 (代表) 内線4750  
(045)210-4750 (直通)  
FAX (045)210-8857  
E-mail: hamabe.7h39@pref.kanagawa.jp



厚生労働省老健局総務課  
認知症施策推進室

認知症施策推進係長

石 川 直 人

2016.4.28

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話 03(5253)1111 内線 3973  
夜間直通 03(3595)2168  
F A X 03(3503)2740  
E-mail ishikawa-naoto@mhlw.go.jp



神奈川県

保健福祉局福祉部  
地域福祉課 地域福祉グループ

主 査

成 瀬 真 由 美

横浜市中区日本大通1 〒231-8588  
電 話 (045)210-1111(代表) 内線4751  
(045)210-4750(直通)  
F A X (045)210-8857  
E-mail: naruse.gai@pref.kanagawa.jp

この名刺は再生紙を利用しています。



厚生労働省 障害保健福祉部  
地域生活支援推進室

相談支援係長

村 岡 孝

虐待防止対策係長

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話 03(5253)1111 内線 3149  
夜間直通 03(3595)2500  
FAX 03(3591)8914  
E-mail: muraoka-takashi@mhlw.go.jp



神奈川県議会

神奈川県議会局

議事調査部  
政策調査課調査情報グループ

主任主事 内 田 泰 寛

横浜市中区日本大通1 〒231-8588  
電 話 045(210)7564(直通)  
F A X 045(210)8907  
メールアドレス uchida.kdk@pref.kanagawa.jp

## 成年後見制度推進に係る神奈川県の取組みについて

### 1 本県における成年後見制度利用状況の推移

2000（平成 12）年 4 月の成年後見制度導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向にあり、そのほとんどが法定後見によるものとなっている。

また、身寄りがなく、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」についても増加しており、法定後見件数に占める割合も、2014（平成 26）年は約 15%となっている。（参考 1）

### 2 現状と課題

(1) 核家族化や高齢化の急速な進展に伴い、成年後見制度の利用が増加しているが、今後の恒常的な需要は必須のため、それに見合うだけの成年後見人の確保が大きな課題である。（参考 2）

特に、障害者の親なき後への対応などから、親族以外の「第三者後見人」の確保が重要である。

(2) 「第三者後見人」の中では、絶対数が不足し、長期継続案件や本人に資力がない場合には選任が困難である「専門職後見人」に対し、数に不足がなく、地域支え合いも期待できる「市民後見人」や、組織的に対応可能な「法人後見」の増加が期待される。

そのため、市民後見人の養成の実施や法人後見の体制整備が必要である。

### 3 取組みの方向性及び推進体制

(1) 市民後見人の養成の実施 H24～

市民後見人の養成は市町村の役割であるが、小規模な市町村は単独の養成が難しいため、全市町村で実施できるよう、基金を活用しながら、市町村の取組みを支援していく。座学等は県→市町村

(2) 法人後見の体制整備

市民後見人を養成するためには、研修だけでなく、市町村が実務を経験させるなどの支援が必要である。市町村社協の法人後見サポーターとして活動を想定しているため、市町村社協の法人後見の実施の立ち上げを支援していく。

研修 → 専門研修 (含座学)

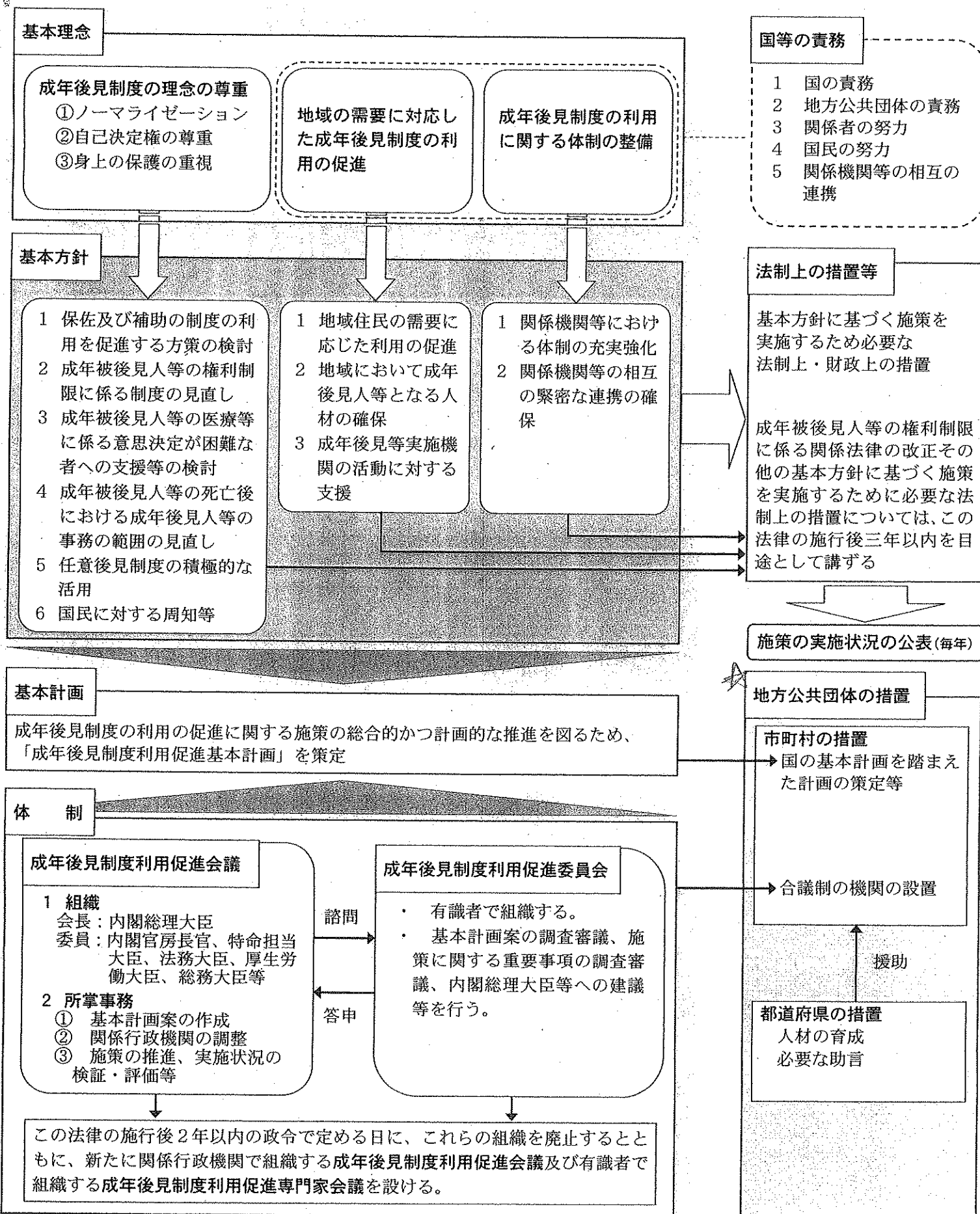
困窮事例相談会 (弁護士も来て)

養成研修 → 若年者向け

アドバイザー問題? (個人後見も必要?)

市町村 担当出し!!  
(法廷実務 補助)

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律 イメージ図



## 基本理念

### 成年後見制度の理念の尊重

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

## 国等の責務

- 1 国の責務
- 2 地方公共団体の責務
- 3 関係者の努力
- 4 国民の努力
- 5 関係機関等の相互の連携

## 基本方針

- 1 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
- 2 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
- 3 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
- 4 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
- 5 任意後見制度の積極的な活用
- 6 国民に対する周知等

- 1 地域住民の需要に応じた利用の促進
- 2 地域において成年後見人等となる人材の確保
- 3 成年後見等実施機関の活動に対する支援

- 1 関係機関等における体制の充実強化
- 2 関係機関等の相互の緊密な連携の確保

## 法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上・財政上の措置

成年被後見人等の権利制限に係る関係法律の改正その他の基本方針に基づく施策を実施するために必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目標として講ずる

## 施策の実施状況の公表(毎年)

## 基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

## 地方公共団体の措置

市町村の措置  
→ 国の基本計画を踏まえた計画の策定等

→ 合議制の機関の設置

## 都道府県の措置

人材の育成  
必要な助言

援助

## 体制

### 成年後見制度利用促進会議

- 1 組織  
会長：内閣総理大臣  
委員：内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣等
- 2 所掌事務  
① 基本計画案の作成  
② 関係行政機関の調整  
③ 施策の推進、実施状況の検証・評価等

諮問

### 成年後見制度利用促進委員会

- ・ 有識者で組織する。
- ・ 基本計画案の調査審議、施策に関する重要事項の調査審議、内閣総理大臣等への建議等を行う。

答申

この法律の施行後2年以内の政令で定める日に、これらの組織を廃止するとともに、新たに関係行政機関で組織する成年後見制度利用促進会議及び有識者で組織する成年後見制度利用促進専門家会議を設ける。

## その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。